政令

金融庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第八十二号

金融庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第六十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「一人」を「二人」に改め、同条第三項中「二人は、平成二十五年三月三十一日」を「一人は、平成二十五年六月三十日」に改める。

附　則

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

総務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第八十三号

総務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第八条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　国立国会図書館支部総務省統計図書館に関すること。

第四十五条第一項、第四十六条第五号及び第八号並びに第四十七条の二（見出しを含む。）中「市町村体制整備課」を「市町村課」に改める。

第百十二条に次の三号を加える。

三　統計に関する図書の編集及び刊行を行うこと。

四　統計局の広報に関する事務の取りまとめに関すること。

五　国立国会図書館支部総務省統計図書館に関すること。

第百三十一条第一項中「次に掲げる事務」を「国家公務員及び地方公務員に対する統計に関する研修を行うこと」に改め、同項各号を削る。

附則第十二条（見出しを含む。）及び第十二条の二（見出しを含む。）中「自治行政局市町村体制整備課」を「自治行政局市町村課」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部改正）

2　犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十四年政令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第四条のうち総務省組織令第八十七条第六号の改正規定中「第八十七条第六号」を「第八十七条第四号」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三

総務大臣　新藤　義孝

農林水産省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第八十四号

農林水産省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第三十三条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

第九十六条第三号中「考査」の下に「及び国有林野事業の監査」を加え、同条第七号中「国有林野事業特別会計においてその給与を支弁する林野庁の職員（以下「国有林野事業職員」という。）」を「森林管理局の職員」に改める。

第九十八条第一号中「国有林野事業職員」を「森林管理局の職員」に改め、同条第二号及び第三号を削り、同条第四号中「及び機構並びに国有林野事業職員の」を「、機構及び」に改め、同号を同条第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三　森林管理局の経費の概算の調整及び配賦に関すること。

第九十八条第五号中「国有林野事業特別会計」を「国有林野事業債務管理特別会計」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号中「国有林野事業特別会計に属する」を「森林管理局及び森林技術総合研修所所属の」に改め、「並びに物品の管理」を削り、同号を同条第五号とし、同条中第七号を第六号とし、第八号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる。

第百条第三号中「考査」の下に「及び国有林野事業の監査」を加え、同条第七号中「国有林野事業職員」を「森林管理局の職員」に改める。